# 大学と損害保険 18

# ~大学教職員の基礎知識としての《保険のはなし》~

#### 有限会社国大協サービス 事業部次長 藤井昌雄

## 賠償事故と保険④(課外活動中の事故)

前回は実験・実習中の事故における賠償責任の考え方と保険適用についてご説明しましたが、今回は大学の学内学生団体(部、クラブ、サークル)の活動(課外活動)中の事故についてご説明します。

#### 課外活動中の事故と賠償責任

課外活動中の事故の場合も、大学や教職員に賠償責任が発生する考え方は、前回ご説明 した実験・実習中の事故の場合と同じです。つまり、

- ①施設の瑕疵による場合
- ②指導に当たった教職員の過失による場合
- ③指導に当たった教職員の安全配慮義務違反による場合
- ④大学の安全配慮義務違反による場合

です。

大学は、①の場合は施設所有者として無過失の賠償責任を負い、②③④の場合は、教職 員の使用者として、又は債務不履行(安全配慮義務違反)により賠償責任を負います。

顧問教員等の教職員個人は、過失(②)又は安全配慮義務違反(③)により賠償責任を 負うことになりますが、一般には大学が使用者として賠償することになります。

大学に賠償責任が発生する場合には、大学が契約する施設賠償責任保険(国大協保険ではメニュー1総合賠償責任保険)の補償対象となり、教職員個人が賠償を求められた場合には、教職員個人を被保険者とする賠償責任保険(国大協保険ではメニュー1追加被保険者特約)により補償されます。

課外活動の場合、問題となるのは、実験・実習が基本的には大学の管理と教職員の指導の下で行われるのに対し、課外活動は学生の自主的な活動として行われる点です。顧問教員が全ての活動を把握しているわけではなく、学生の自主的な活動に委ねられている部分もあります。そのような自主的な活動においても大学や顧問教員に賠償責任が発生するのでしょうか。

大学の課外活動に関する安全配慮義務については、大学山岳部の冬山登山中の事故に関するものですが、以下のような裁判所の判断が示されています。

「大学における課外活動は、学生による自律的な判断に基づき行われるべきであって、大学当局はこの判断を尊重すべきものである。もっとも、実施が予定されている課外活動について、学生の生命身体に危険が生じることが具体的に予想され、かつ、大学当局においてこれを認識し又は容易に認識し得た場合には、大学当局は、学生に対する安全配慮義務の内容として、課外活動を実施しようとする学生に対し、活動計画書の提出を求めた上で、活動内容を変更させ、あるいは活動計画を中止させるなどの指導・助言をするべき義務があると解するのが相当である。」(名古屋高等裁判所、平成15年3月11日)

(参考) 溝手康史『登山の法律学』(東京新聞出版局)

基本的には、大学や顧問教員が関与していない活動では大学や教員に賠償責任が発生することはなく、大学や顧問教員に事故の予見可能性があった場合に賠償責任が発生するものと考えられます。

#### 顧問教員の勤務時間外の指導は業務か

次に問題になるのは、顧問教員の指導は、早朝や夜間、休日といった通常の勤務時間以外に行われることも多く、その際に顧問教員の過失により事故が発生した場合、大学が使用者としての賠償責任を負うか否かという点です。大学に賠償責任が発生しないことになると、被害者への賠償は顧問教員のみが行うことになります。

このような場合であっても、大学が顧問教員として課外活動の指導を命じているのであれば、顧問教員の指導は大学の業務と考えられ、通常の勤務時間の内外を問わず、大学に使用者としての賠償責任が発生するものと考えられます。

国大協保険では、通常の勤務時間外の事故であっても、顧問教員の指導中の過失による 事故についてはメニュー1総合賠償責任保険、同追加被保険者特約の補償対象となります。

#### スポーツにおける危険の内在性

課外活動中の事故の多くはスポーツ中の事故ですが、スポーツは本来的に危険を伴うものであり、それに参加する者はその危険についてあらかじめ受忍承諾していると考えられています。

したがって、課外活動中の競技者間の事故では、ルールに著しく反することなく、かつ 通常予測され許容された動作に起因するものであれば、賠償責任は発生しないことになり ます。登山のような場合でも、ある程度の経験を有する者については、登山の危険性を認識した上で参加を自己決定しており、一般的にはリーダーに賠償責任は発生しないと考えられます。(参考、前掲書)

#### 傷害保険等による事故への対応

課外活動中の事故に対する大学や顧問教員の賠償責任は、学生の自主的な活動として行われる課外活動の性質上、限定的なものとなります。また、スポーツ中の事故の場合、通常の事故では前述のとおり賠償責任は発生しないものと考えられます。

このため課外活動中の事故に対処するためには、部員全員、漏れなく傷害保険に加入するよう指導することが必要です。大学が認めた学内学生団体の管理下で行われる課外活動中の学生の傷害事故については、「学研災」に加入していれば、学生のケガに対する補償を行うことができます。

また、課外活動では、ボールがフェンスを超えてガラスを壊したり、誤って第三者を負傷させてしまう事故も発生します。このような場合には学生自身に賠償責任が発生することになります。

これら賠償事故も含めた課外活動中のあらゆる事故に備えるためには、(財)スポーツ安全協会が運営するスポーツ安全保険に部員全員を加入させることが有効です。スポーツ安全保険は、低廉な掛金で課外活動中の傷害事故、賠償事故を補償しており、心不全等の突然死に対しても共済見舞金が支払われます。

その上で、24時間の補償等、一層厚い補償を希望する学生には、学研災付帯学生生活総合保険等への加入を勧めることが考えられます。

### 教育機関としての大学の責任

以上は、課外活動中の事故に対する法律上の賠償責任を中心にご説明したものです。実際の事故への対応においては、大学に賠償責任が発生しない場合でも教育機関としての大学の責任を放棄することはできません。そのような観点も踏まえて大学としての対応を決めることになります。事故を円満に解決するためには、顧問教員や学生まかせにするのではなく、大学として誠意と責任のある対応を行うことが重要です。